

健康保険課 ☎ 22-3041

被保険者の医療費の動向などを踏まえ
後期高齢者医療保険料率を改定

後期高齢者医療では、被保険者の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しを行っており、**令和8・9年度の保険料率を改定**します。

被保険者一人当たり医療費は、年々増加しており、高齢化の進展とともに今後も増えることが見込まれています。保険料は被保険者の皆さまが安心して医療機関を受診するためにも必要なものです。ご理解のほどよろしくお願ひします。

後期高齢者医療保険料率の改定内容

内訳	医療分		子ども分
	現行 (令和6・7年度)	改定後 (令和8・9年度)	新設 (令和8年度)
均等割額	59,900円	69,800円	1,400円
所得割率	11.72%	11.72%	0.25%
年間賦課 限度額	80万円	85万円	2万1千円

※令和9年度の子ども・子育て支援金分については、令和8年度に改定します。

●問い合わせ先 健康保険課 ☎ 22-3041

介護福祉課 ☎ 22-3042

令和8年4月分から月額が変わります
特別障害者手当・障害児福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置分）の月額が令和8年4月分から変わります。

手当名	令和7年度月額 (令和8年3月分まで)	令和8年度月額 (令和8年4月分から)
特別障害者手当	29,590円	30,450円
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
福祉手当 (経過措置分)	16,100円	16,560円

日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の重度障害者（児）を対象に支給されます。ただし、福祉施設に入所している方や長期間入院している方は支給の対象外となる可能性があります。また、受給資格者や扶養義務者の前年の所得額によっては支給制限される場合があります。

●問い合わせ先
本庁 介護福祉課 福祉チーム ☎ 22-3042
支所 住民生活課 民生チーム ☎ 25-2511

健康保険課 ☎ 22-3041

加入・脱退・変更の届出は14日以内に
国民健康保険の手続き

国民健康保険（国保）に加入する方、脱退する方、資格確認書または資格情報のお知らせの記載内容に変更がある方は**14日以内に手続きを行う必要**があります。



加入手続きが必要な要件

- ・ 錦江町へ転入してきた時（引っ越しなど）
- ・ 子供が生まれた時
- ・ 職場の健康保険をやめた時（退職など）
- ・ 生活保護を受けなくなった時
- ・ 職場の健康保険の被扶養者でなくなった時

※加入する届け出が遅れると、**加入すべき日に遡って保険料が発生し支払っていただくことになる上、罰則が科せられる場合もあります。**

脱退手続きが必要な要件

- ・ 錦江町から転出する時（引っ越しなど）
- ・ 国保加入者が死亡した時
- ・ 職場の健康保険に加入した時（転職など）
- ・ 生活保護を受けるようになった時
- ・ 職場の健康保険の被扶養者になった時

※脱退手続きが遅れると保険料の減額や還付ができないことがあります。また、罰則が科せられる場合もあります。

※国保の資格がなくなったときは錦江町の資格確認書または資格情報のお知らせは使用できません。**新しい健康保険加入後に国民健康保険資格を利用して受診した場合は、医療費の返還手続き（錦江町が負担した医療費の支払い）が必要**になります。

加入・脱退以外で手続きが必要な要件

- ・ 錦江町内で転居した時
- ・ 氏名や世帯主が変わった時
- ・ 世帯を分けたり、一緒にした時
- ・ 国保世帯にいる方が、就学のため町外に住所を定める時
- ・ 資格確認書または資格情報のお知らせが汚れて使えなくなった時や紛失した時



●問い合わせ先 健康保険課 ☎ 22-3041

住民税務課 ☎ 22-3039

人権擁護委員にお気軽にご相談ください
特設人権相談所の開設日程

令和8年度の「特設人権相談所」の開設日時をお知らせします。

特設人権相談所とは…錦江町役場の本庁と支所で偶数月に開設しています。家庭内のもめ事や隣近所とのトラブル、いじめや差別などの問題でお困りの方は、人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

	本庁 3階 監査控室	田代支所 1階 会議室
	《時間》午前10時～午後3時	
4月	23日☾	—
6月	2日☽	3日☾
8月	—	5日☾
10月	20日☽	—
12月	1日☽	8日☽
2月	—	9日☽

相談料 ▶ 無料

利用方法 ▶ **事前予約は不要**です。開設時間に本庁もしくは田代支所へお越しください。

※ 秘密は固く守られます。詳細についてはお問合せください。

●問い合わせ先 住民税務課 ☎ 22-3039
田代支所 住民生活課 ☎ 22-2511

健康保険課 ☎ 22-3041

子ども医療費助成制度が変わります
離れて暮らす子どもも助成対象に

令和8年4月診療分から、施設入所や修学のためにお子さんが町外へ転出した場合でも、**保護者が引き続き本町に住居登録しているときは、本町の医療費助成を受けられる**ようになりました。

※詳しくは、健康保険課保険チームまでお問い合わせください。



●問い合わせ先 健康保険課 ☎ 22-3041

住民税務課 ☎ 22-3037

申請期間は5月1日から6月1日まで
軽自動車税の減免申請手続き

軽自動車などの所有者（納税義務者）で、障害者本人（ただし18歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方を含む）は軽自動車税の減免措置が受けられます。減免申請手続きは5月1日☾から6月1日☽まで。

申請に必要なもの 本庁住民税務課・支所住民生活課

●車検証●免許証●手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）

▶減免は障害者ひとりにつき1台です。すでに普通自動車税の減免を受けている場合は減免されません。▶車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」などと記載されている場合も減免の対象になります。▶障害などの区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、事前にお問い合わせください。



●問い合わせ先 住民税務課 ☎ 22-3037

介護福祉課 ☎ 22-3042

高校卒業後も親の経済的負担があれば
児童手当の多子加算の対象です

高校等を卒業後も、親等の経済的負担がある大学生年代までの子については、**「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することで多子加算のカウント対象**となります。

●確認が必要な方には錦江町から案内を送付しますので、申請が必要な場合は期限内にお手続きください。

申請が必要な方

0～22歳の子を3人以上養育していて、うち1人以上が高校生以下。高校卒業後も、親等が経済的負担をする場合のみ。

※就職等により、子が自立して生活する（養育しない）場合は、申請の対象外です。
※大学生年代の子自身の分の児童手当については支給対象外です。

(例)長女が高校卒業後、大学へ進学した場合



※多子加算対象でなくなったら、速やかに届出をお願いいたします。

●問い合わせ先 介護福祉課 ☎ 22-3042

定期券購入費用の半分以上を町が負担します！

令和8年4月1日から、公共交通維持と利活用促進のため、高校生の通学定期券の購入費用の一部を助成します。

対象者 ▶ 錦江町に住所を有する高校生の保護者 ※南大隅高校に通う生徒は対象外です。

助成対象期間 ▶ 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの乗車分

助成額 ▶ 通学定期券購入費用の**2分の1** (千円未満切捨て)

- ※1か月あたりの助成上限額は1万円。
- ※定期券の期間が1か月以上のものが対象。



申請の流れ

- 1 定期券を購入し、領収書を受け取る。**
※定期券のコピーでも可。ただし、定期券は購入するたびに印字が上書きされていくため、その都度コピーをとっておいてください。
- 2 必要書類を「政策企画課窓口」へ提出する。**
 - ・申請書
 - ・領収書 (または定期券のコピー)
 - ・学生証の写し ※初回のみ
 - ・通帳の写し ※初回のみ
- 3 助成額が指定口座に振り込まれる。**



▲詳しくは町ホームページをご覧ください。

申請受付時期

申請の受付は年3回!

7月 ▶ 4月～7月分

12月 ▶ 8月～12月分

3月 ▶ 1月～3月分

※申請受付期間まで、**忘れずに領収書を保管しておいてください。**

申請書提出先 ▶ 本庁 政策企画課

●問い合わせ 錦江町役場 政策企画課 ☎ **22-3032**

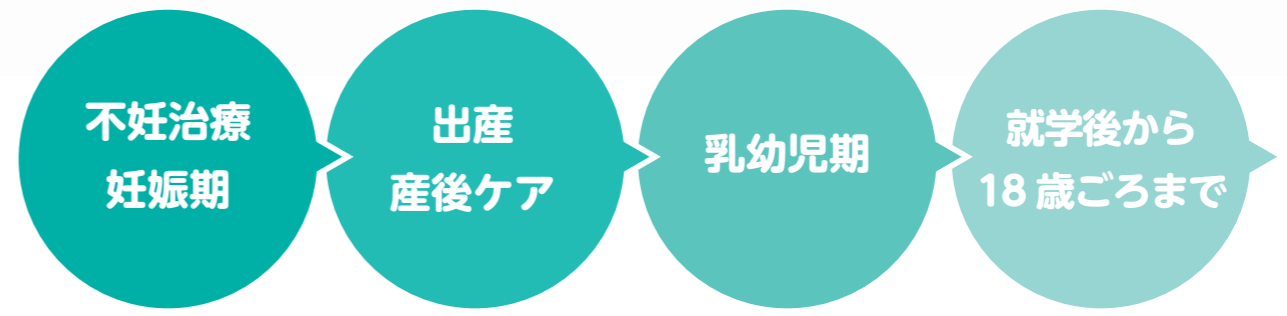
通学定期購入補助 Q & A

- Q** 私立高校に通っています。学校のスクールバス代は対象になりますか？
- A** 対象になりません。公共交通の維持と利活用を目的としているため、路線バスの定期券のみが対象となります。
- Q** 定期券を3か月分まとめて購入しています。申請できますか？
- A** 申請できます。定期券購入額の半分以上(1か月あたり上限1万円)を助成します。

錦江町 子ども家庭センター「たんぽぽ」



妊娠から出産のあなたのこと、
子どもさんのこと、
子育て家庭のための総合相談窓口です。
お気軽にお問い合わせください。



各担当スタッフがみなさまのお悩みに寄り添って支援します

連携

介護福祉課 福祉チーム

- 保育園
- 児童手当
- 発達障害に関することなど

☎ **22-3042**

健康保険課 健康増進チーム

- 母子手帳交付
- 母子健診、相談
- 予防接種など

☎ **22-3044**

教育委員会 教育総務チーム

- 学校でのこと など

☎ **22-0517**



錦江町子育て支援サイト「たんぽぽ」

子育てに関する情報は、錦江町子育て支援サイト「たんぽぽ」にて随時発信しています。